

農用地利用集積計画(案)の意見聴取について

農用地利用集積計画(案)の意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)

第19条の2第2項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和4年11月29日

公益財団法人群馬県農業公社

理事長 横室 光良

農用地利用集積計画(案) (みなかみ町)

所 在					面積(m ²)	終期
市町村名	大字又は町	字	地番	地区名		
みなかみ町	後閑	西後田	520	全域	830	R14.12.11

◎意見聴取期間

令和4年11月29日(火) から 令和4年12月6日(火)